

医療保険

国民健康保険被保険者証の交換手続きについて

現在使用中の国民健康保険被保険者証は、平成16年3月31日で有効期限が切れます。交換は原則として郵送となりますが、国民健康保険税に納め忘れがある方は、役場町民課保険医療係の窓口での交換になります。

さらに、滞納の金額によっては、有効期限の短い保険証（短期被保険者証）や、医療機関でいったん10割の自己負担をしていた保険証（資格証明書）を交付するなど、厳しい措置をとらなければなりません。そのようなことにならないために、また、国民健康保険制度の安定的な運営のためにも、国民健康保険税の納付状況について、再度確認をお願いします。

なお、保険証は3月下旬に「配達記録郵便」で郵送する予定です。

※修学のため別個の保険証が必要な時は、申請に16年度

発行の在学証明書が必要で
す。また、住民票が松前町にある場合は、発行できません。ご注意ください。

保険証配達時における不在の場合の取扱について

保険証は、「配達記録郵便」で郵送しますので、配達時に不在の場合、「郵便物お預かりのお知らせ」という文書が配達されます。

この場合は、松前郵便局に連絡の上、ご希望の受取方法（再配達・郵便局窓口受取など）をご相談ください。

なお、「郵便物お預かりのお知らせ」に記載されている保管期限以降は、役場町民課保険医療係での受渡しとなります。特に再配達を希望される場合はご注意ください。

〈注意事項〉
保険証送付用の封筒には開封口を設けています。開封の際にはお確かめの上、保険証を傷つけないようご注意ください。

問い合わせ

役場町民課保険医療係

☎ 985-4107

税

固定資産課税台帳
閲覧のお知らせ

平成16年度の固定資産税は、平成16年1月1日現在で固定資産を所有されている方に課税されます。課税台帳には、土地、家屋及び償却資産の評価額、課税標準額などが記載されています。

家屋を新築・増築された方、土地の異動のあった方、町内に土地・家屋・償却資産を新たに所有された方はお確かめください。

閲覧期間

4月1日（木）から閲覧できます。

執務時間中
閲覧場所 役場税務課11番窓口
持参品 印鑑
※代理の方は、所有者の委任状が必要です。

※平成16年度の納税通知書は、4月中旬に発送予定です。

問い合わせ

役場税務課資産税係

☎ 985-4111

平成15年分 所得申告相談日程表

月	日	出張申告		申告会場	一般申告	
		9時～11時30分	13時～16時		9時～11時30分 13時～16時	
3月	1月	永田・大溝	徳丸	各地区の 公民館又は 集会所	3月15日(月)まで役場2階大会議室で受付をしています。	※ただし土・日曜日を除く
	2火	横田・東古泉	中川原			
	3水	鶴吉	神崎			
	4木	新立・本村	出作			
	5金	宗意原	北黒田			
	6土					
	7日					
	8月	南黒田	筒井			
	9火					
	10水	一般申告				
	11木					
	12金					
	13土					
	14日					
	15月	一般申告				

3月15日(月)まで
お済みですか？

確定申告

平成15年分の申告と納税はお済みになりましたか？

3月の所得申告の相談日程は左表のとおりです。期間内に正しい申告を済ませるようにしてください。

なお、所得税の申告をした方は、町県民税の申告をする必要はありません。

◎申告に持参するもの

印鑑・各種所得控除証明書（生命保険などの控除証明書・医療費などの領収書）、源泉徴収票、公的年金等支払報告書（給与・年金収入のあった方）、税務署から送付された申告書類など。

問い合わせ

役場税務課町民税係

☎ 985-4110